

平成27年度第1回越谷市総合教育会議

日 時 平成27年4月10日(金)

10:00～10:25

会 場 越谷市役所第三庁舎5階 第7・8会議室

次 第

1 開 会

2 協議事項

(1) 会議の運営について

(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

3 閉 会

出 席 者

市 長 高 橋 努

教育委員会

委員長 住 田 俊

委員長職務代理者 櫻 田 玲 子

委員 堀 川 智 子

委員 進 藤 秀 子

教育長 吉 田 茂

欠 席 者

な し

○高橋市長 おはようございます。これより第1回総合教育会議を開催いたします。

本年4月より設置されることとなりました総合教育会議ですが、市と教育委員会との間で十分に協議・調整を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。座って進行させていただきます。

それでは、協議事項（1）、会議の運営について、事務局より説明願います。

○事務局 資料につきましては、まずお手元に配付させていただいております地方教育行政の組織及び運営に関する法律をご覧ください。こちら、抜粋でございまして、この会議の規定については、新たに加えられた第1条の4に規定されています。

その2ページ目、第9項、この会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるとの規定から、この協議をさせていただきます。

資料につきましては、運営規程（案）をご覧ください。この資料では、運営方法を規程として定めることとして提案させていただきます。

では、1条から説明させていただきます。第1条は、運営方法に関して必要な事項を定めるという法の規定そのものを趣旨としたものでございます。

第2条は、会議は地方公共団体の長が招集することと法が規定しておりますことから、その方法を協議事項の通知をもって行うと定めるものでございます。ただし書きの部分は、緊急で通知する暇がない場合は、省略できるとするものでございます。

その第2項は、市長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会からも総合教育会議の開催を求めることができることとされており、その場合においても同様の手続を行う旨を定めたものでございます。

第3条は、原則公開の総合教育会議を、第1項は、市のホームページや庁舎掲示板で公表すること、第2項は、その例外を決定する場合も総合教育会議で決定すること、第3項は、例外の具体的な事例を列記したものでございます。ちなみに、情報公開条例第7条は、市の公文書の原則公開を義務づけておりますが、個人に関する情報等を非公開情報としております。

第4条は、法において事務の調整が行われた事項を尊重しなければならないと規定しておりますが、その調整の定義を市長と教育委員会との合意が行われたものとするものでございます。

第5条は、法に定める議事録の作成等についての規定でございます。第1項は、議事録の作成は市長が行うこと、第2項は、逐語録とし、発言者名を記し、どなたの発言かを表すこと、第3項は、市のホームページや掲示板に議事録を掲載すること、第5項は、議事録の内容の正確性を担保するということで、構成委員全員の署名を求めています。

議事録の規定は、教育委員会のものとはほぼ同様としております。

第6条につきましては、別刷りの文科省局長通知の写しをお配りさせていただいておりますが、こちらの12ページをご覧ください。中段あたり（6）、その他、その②に会議の事務局という記載がございます。その3行目に、事務局については、地方公共団体の長の部局で行うことが原則とありますことから、教育委員会事務局とも協議の上、この会議の庶務を秘書課で担当するとするものでございます。

第7条は、この規定に定めのない事項は、会議に諮って定めるとしたものでございます。

最後になりますが、別紙のとおり、傍聴要領案を策定しております。本市において、審議会等で一般に使用しているものでございます。規程とあわせてご検討をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高橋市長 ただいま事務局から説明がありましたけれども、越谷市総合教育会議運営規程案及び越谷市総合教育会議傍聴要領案について何かご質問ありますか。

〔発言する人なし〕

○高橋市長 それでは、ご質問もないようでございますので、越谷市総合教育会議運営規程をこの案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋市長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

今後は、この規程に基づき運営させていただきます。

傍聴規程も同じです。

それでは次に、協議事項（2）、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、この件について事務局から説明願います。

○事務局 ご存じのとおり、大綱の作成につきましても、今般の法改正により、地方公共団体の長に義務づけられたものでございます。資料につきましては、先ほどの文科省局長通知の6ページをご覧ください。この下段からが大綱についての解説でございます。

その7ページ、2番、留意事項でございます。その（1）は、大綱の定義についての記載でございます。（2）番については、大綱に記載されるべき事項でございます。いずれも一から大綱を策定する際の留意事項となっております。

次に8ページに移りまして、一番下段の（3）、教育振興基本計画を参酌して作成された地方教育振興基本計画と大綱の関係についての記載でございます。地方公共団体において教育基本法に規定する教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合には、そ

の中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱にかえることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないとされております。本市におきましても教育振興基本計画を策定し、教育分野における最上位計画と位置づけております。また、本市の最上位計画として第4次越谷市総合振興計画を策定し、本市の将来像を定めております。このうち教育に関する施策については、「いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり」を目標として、その方策を示しており、教育振興基本計画は、これに連動して策定されております。この会議において、この教育振興基本計画を文科省局長通知のとおり、大綱と位置づけることについて、その可否のご協議をお願いいたします。

以上でございます。

○高橋市長 ただいま事務局から説明がありました。大綱については、この会議において十分に協議して、調整の上策定するものでございます。

これまでも越谷市の教育行政については、予算編成等お互いに十分調整を図って進めてまいりましたが、皆様のご意見等はございませんか。

はい、どうぞ。

○吉田教育長 市長さんのおっしゃったとおり、現在、本市の教育行政につきましては、第4次総振を踏まえ調整し、そして策定した教育振興基本計画に基づいて進めております。また、こうした会議が設けられる以前から、諸会議への出席及び報告、連絡、相談はもとより、毎年、市長さんには教育委員との意見交換の場を設けていただくなど、これまで協議・調整を行いながら進めていただいていた経緯がございます。ですので、このたびのその制度改正による法制上の変更はあるものの、本市の場合は、実質的にはこれまでと何ら変わらないものと考えております。

したがいまして、引き続きましてこういった関係を維持させていただきながら、教育行政に邁進していきたいというふうに思っております。

○住田委員長 私からもちょっと一言言わせていただきます。

今、教育長からもお話ございましたけれども、現在は、皆様のお手元に配付されております「いきいきとだれもが夢に向かって輝く越谷教育プラン」ということで、越谷市の教育振興基本計画、これが定められておりまして、これが今年度、27年度でもって一応、としが最後の年度で、来年度からは、今度新しい方向、28年から5年計画の今計画を練っているところで、前回の教育委員会会議では、その協議事項として取り上げまして、実際にもう第2期の教育振興基本計画、これをもう実際に考えているわけでござ

いますので、教育の目標とか施策の根本的なこの方針となる計画としてまいりたいと考えておりますので、市長さんにもひとつご理解いただきたいのと、こんなふうに思っております。

○高橋市長 ほかの委員さんありますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○高橋市長 私も改めてこの文科省のこの通知、改めてしっかり読みました。いろいろ微に入り細に入り書いて、こういうことはできる、こういうことはできないと、これはやるべきではないというようなことさまざま書いてありましたけれども、これまでも教育委員会と連携をもってやってきているし、特に予算編成についてはしっかりと協議をしてやってきているし、教育方針についても一定の説明は承っております。

さらには、施設整備等についてもきちっと計画を立ててやってきておりますので、今さらという感じがあります。そういう感じもありますので、改めて制度化されたためにこういう今度はいかめしい総合教育会議というような形になりますけれども、中身は従来と同じように教育の内容について、市長と調整を図るべきものは調整を図っていくという大前提をしっかりと踏まえて取り組んでいきたいと。いろいろ書いてありますように、人事についてはどうのこうのといろいろ書いてありますが、私は、もう基本的に教育の進め方については、私は教育委員会を十分信頼して取り組んでいただきたいということで、よほど社会問題にならない限りは、教育委員会の方針に基づいて学校運営、教育方針をしっかりと進めていっていただきたいと、こんなふうに考えておりますので、新たな制度によって、今度は一応は形はとっていくけれども、中身については従来どおり、各委員の皆さんと率直な意見交換を図りながら進めていきたい、こう思っております。

ということで、私も一つの見解を表明しましたが、教育長、教育委員長さんもコメントいただきました。ほかの委員の皆さんにも何かありましたら言っていただきたいのですが、よろしいですか。

〔「はい、大丈夫です」と言う人あり〕

○高橋市長 それでは、改めて申し上げますが、今回法律は改正されましたが、これまでと何ら変わらず、教育行政に関する部分はお互いに調整を図りながら、教育委員会とともに進めてまいりたいと思います。

それでは、大綱につきましては、教育振興基本計画、今度は第2期目の策定が28年度から始まるので、その策定についてもお互いに連携を持ちながら策定していくということを確認しながら、この教育振興基本計画をもって教育行政の大綱とすることということ

とで決定いたします。

以上でございます。そのように進めさせていただきたいと思います。

次に、協議事項（３）、今後のスケジュールについて、事務局から説明願います。

○事務局 本日は、第１回目ということで、会議の運営に関する事、また大綱の位置づけについて協議・調整をいただきました。次回は、毎年１月に開催されております市長と教育委員会との意見交換の場をこの総合教育会議に変えて開催したいと考えておりますが、ご協議をお願いします。

○高橋市長 原則、毎年１月に教育委員の皆さんと私のほうで協議をして進めていると、それを今度は、総合教育会議という位置づけにしていくということでしょうか。
はい、どうぞ。

○住田委員長 私どもといたしましては、今市長さんが言われましたとおりに、お互いの意見をなるべく交換をする、そういった機会を設けていただけるということで、本当にありがたく思っております。ぜひそのようにお進めいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋市長 それでは、その他ということに入ります。協議事項（４）、その他ということで、何か皆さんからご提案等ございましたらよろしくお願いいたします。
はい、どうぞ。

○堀川委員 せっかくですので、高齢化社会について健康志向が高まっていることと、また生涯スポーツへの関心が非常に最近高くなっているのではないかと感じております。また、東京オリンピックなどの開催が決まりまして、前回、越谷市からも２名のオリンピック選手が出たということで大変盛り上がった状況がございました。今後、市長さんには多面にわたりスポーツの振興や発展にご支援、ご協力をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○高橋市長 その辺もしっかりとこの総合教育振興計画の中に盛り込んで、強化策、充実を図っていくように策定しましょう。

○堀川委員 ありがとうございます。

○高橋市長 そのほか何かありますか。

○櫻田委員長職務代理者 教育委員会では、中１ギャップ解消など、今小中一貫教育というのを盛んに進めております。小学校と中学校の先生や生徒の交流など、あらゆる面を捉えていろいろやっているところです。私ごとですが、最近息子が中学校に先週入学しましたので、ちょっと実感したことがあったので、お知らせしたいなと思うのですけれども、息子は食物アレルギーでエピペンを処方されているのですけれども、小学校から

中学校へとその情報が、エピペンのこととかあと食物アレルギーのこととか、先生方からちゃんと情報がすごくきちんと伝わっていました。また、中学校のほうの対応では、校長先生、教頭先生、担任、保健の先生と入学式直後に個人面談がありまして、アレルギーに対してすごく一生懸命やっていたらっしゃるのだなということを感じました。

今後もアレルギーだけではなく、勉強もいろいろな面で、あらゆる小中一貫教育を進めていけばいいなと思いますので、市長さんもぜひ見守っていただきたいなと思います。

○高橋市長 はい。ご当人にとっては大変な課題を持っているわけですから、その辺については過ちのないようにしっかりとやっていかないといけないと、こう思います。

なかなか大変だけれども、個々にみんな、相当差があるようだからね。

○櫻田委員長職務代理者 そうですね。

○高橋市長 広範にわたっているようだから、だけれどもそれをやるのはまた責務であるから、しっかりとやっていきましょう。

その他にありますか。

○進藤委員 先ほどから出ていることと重複するのですがけれども、今回、制度改革ということで、この総合教育会議ですか、これが創設されましたけれども、越谷市におきましては以前より、会議という形ではございませんでしたけれども、教育委員と市長さんとの意見交換の場というのが毎年1回定期的に行われておりました。その場では、我々委員が市長さんのほうに要望をお伝えしたり、あるいは市長さんのご意見を伺ったりすることができて、従来から市長さんが教育の中立性であるとか公正性であるとかということ非常に尊重してくださいまして、非常に理解ある対応をしてくださってきたなというふうなのが率直な感想です。今回、これからは会議という形でもございますけれども、どうぞ今後もいい意味で意見交換をして、お互いに連携をとりつつ、あるいは調整しつつ、よりよい教育が実現していただけるようにご理解いただければと思います。

以上です。

○高橋市長 はい。その辺は議会答弁やなんかでもしっかりと、私は、教育行政については、基本的にはもう教育長にお願いをするということで、余り政治的な介入はすべきでないという基本的な認識は持っていますから、そういうことは今後とも厳に慎み、皆さん方の取り組みに期待をしたいと、こう思っていますので、よろしくお願いします。

そのほかに何かありますか。

〔発言する人なし〕

○高橋市長 ないようでございますので、事務局からは何かありますか。

○事務局 本日の第1回総合教育会議の概略につきましては、ホームページの掲載により公表したいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○高橋市長 決められているから、ちゃんと公表するように。

それでは、本日の第1回総合教育会議の概略につきましては、ホームページへの掲載により公表すると、これは決められている話でもありますし、きちっと対応していきたいと思っております。

それでは、本日の協議事項は以上をもちまして終了いたします。

皆さん大変ありがとうございました。